

## 民主主義と教説

小島軍造

### 1

民主主義は原初的には政治のプログラムと考えられたことはいうまでもない。ポストは aristocracy, anarchy, monarchy を夫々次のような簡単な表現で特徴づけている。即ち aristocracy は Government by a privileged few, anarchy は Government by none, monarchy は Government by one と。それに対して democracy は勿論、ギリシア語の demos (人民) と kratos (支配) との関連において、Government by all the people governed (支配される凡ての人々による支配) としている<sup>(1)</sup>。また、リンカーンは「何人たりとも、他人の同意なしに他人を支配する程、善良でもないし、賢明でもない」といっている<sup>(2)</sup>。これらの言葉は今では我々にとって少しも物珍らしい印象を与えはしないが、矢張、民主的政治体制の本質を極めて簡明にいい表わしているものといえよう。

これらによって明らかのように、政治体制としての民主主義においては本来、治められるものが治めるのであり、治めるものと治められるものとの同一性が主張されていると見る事が出来る。治める、支配する、統制するということは、もともと、各人の自由を拘束することであるが、それは普通、法制度として具体化される。従って、民主制においては、自分達を拘束規制する制度が、何処か自分達の知らないところで作られて、あてがわれるというのではなく、それは、あくまでも自分達によって作られる——我国においては勿論、立法機関としての国会を通じて——という原則がうちたてられている訳である。

この問題は、一般的には自由と拘束の問題である。人間は本来、何の拘束をうけることなしに、「自ら」の意志にもとづいて行動したいという根強い欲求をもっている。それは、自分の意志決定の原因は、あくまでも、自分のうちにもちたいという希いである。平たくいえば、「自分のやることに、ひとの指図はうけたくない」という気持ちに通ずるものでもあろう。これをまた、自分の撰びとった原理によって自分を規制しようとする事として把握するときは、自由と自律とが同一視されるが、その場合、撰びとる原理のよしあしについては、まだ問題となっている訳ではない。即ち、ここでは、むしろ、「どのような原理を撰ぶかは全くその人の自由だ」という意味での自由が考えられている。このような自由を私は、人間の根源的自由と呼びたい。いいかえれば、人間は根源的に自由でありたいという欲求をもつものであるといえる。しかし、この段かいの自由への根強い欲求の中には、他人への顧慮が当然含まれていると見ることは出来ない。そのような自由からは、いわば、何が出てくるかは、その限りにおいては、まだ解らないのである。それは、善にも悪にもなりうる自由である。こうした根源的自由の、或る方向を善と見、他の方向を悪と見なすことは、一定の立場に立って始めて出来ることである。

人間はすべて、このように、根源的自由を賦与されて世の中に生れてくる。そして、その自由が善にも悪にもなりうるとすれば、ある人の、または、ある人々の自由の行使が、他の人々の自由の侵害になる場合が生ずることは容易に考えられる。それ故、民主体制においては、各人が平等に自由であるべきであるという要請が当然のこととして前提される。しかし、自由を平等にということが社会的に成立つためには、各人の自由の無制限な行使に対して、何らかの手段がとられることが必要となる。ここに、各人の自由の制限としての拘束が正当化される。即ち、何らの拘束のない社会は空想でしかない。それ故、さきにあげたポストの支配形態の特徴づけは、どこから拘束が発しているかの区別と見ることも出来よう。従って、民主社会における拘束は、「自由を平等に」という限り、原則として、拘

束される者の側から発すべきものとして、自律的のものでなければならない。

このような自由は、たがいに自分の欲するところを「力づく」で押し通そうとするのでなく、何らかの拘束を自ら進んで、いわば、「納得づく」で引受けるところにある。納得づくで引受けることが出来るためには、各人がその拘束の成立過程に何らかの形で参加しているという原則が確立されていることが必要である。このことは、現存の拘束及び今後制定される拘束に対しての、批評の自由が確保されているべきだということをも意味している。そして、そのような批評の標識は「民主的な人間関係の樹立」であることはいうまでもない。従って、ここに、民主的な人間関係とは如何なるものであるかについての探究が必要となってくる。

このように考えてくると、民主的政治体制が成功するためには、単に制度が「お仕着せ」のように外部から与えられるということではなくて、その制度を貫いている基本的な考え方が日常化されていることが必要である。即ち、民主的考え方が国民一人一人の中に、とけこんでいること、いかえれば、民主主義が国民一人一人の関心事となることが大切である。ここに民主主義と教育との密接な関係が生れる。このように、民主主義とは、人々の内面の生活とは比較的縁遠いと考えられ易い政治体制のことがらであるよりも、むしろ、日常生活を支配している考え方の問題により多く関わっているものであるといえよう。この意味においてそれは、教育の問題であるが、このことがすでに、その教育の本質を物語っている。即ち、民主的な生活が成立つためには、人々の考え方が民主的になることが必要であるが、いま、そのために誰かが、強制を伴う号令をかけるとしたら、たとえ、その号令の内容がいくらよくても、また、号令をかける人の誠意は疑えないとしても、そのやり方自身が民主主義を裏切ることになるという関係、これである。ここでは、自発性、自律性の契機が無視されているから、民主主義はかえって破壊されてしまう外ない。民主主義教育において、その方法、即ち、教育の過程そのものが、重要視される所以はここに

根ざしている。

## 2

さきに述べたように、人間は自分の生き方について、自分流儀でゆきたいという根強い欲求をもっている。それは、他人から号令をかけられたくないという気持ちに通じる。しかし、よく考えて見ると、これは他人からむやみに指図されたくないとうことであって、自分の知らない土地で目的地への方向を指示されたり、医者から専門的な忠告を受けたりすることをも排除するものでないことはいうまでもない。従って、民主主義における自由とは、ある指図なり、指示なりについて、それがどこから発したものであろうと、自主的に取捨してゆきたいということ、即ち、自らの行動に際して、あくまでも主体性を確保してゆきたいという要求であることが解る。これは即ち、拘束を自主的に引受けることだが、これができるためには、その拘束の成立に直接、関わりをもたないとしても、尠くとも、それに同意するという契機が不可欠の条件である。これを刺激とそれに対する反応という関係でいい表わすならば、<sup>(3)</sup>同意の場合は肯定的に反応し、不同意の場合は否定的に反応することに外ならない。

このように、民主的社会においては、その社会を民主的に成立させるために必要な拘束が、その成員から肯定的に反応されることが期待されている訳である。所謂、社会改造の上に果す教育の大きな役割も、まさにこの点から考えられなければならない。それ故、この場合の教育とは、極めて広い意味に解されるべきで、結局、それは人々の間でのコミュニケーションの問題になると思う。即ち、社会成員間でのコミュニケーションがよく行われるようにすることが、民主主義社会での教育の課題であるともいえる。このように、ここでの拘束は充分納得されうる理由をもつことが必要なのだから、人間についての諸科学にもとづいた、教育の方法の研究が、重要な事柄になる。従って、広い意味での民主主義教育は、所謂、PRの問題だともいえよう。何故ならば、よきPRによって、始めて、ある制度な

り拘束なりが、国民から、「自分達のもの」として受取られる（肯定的に反応される）からである。

しかし、PRとか説得とかが、商業主義と結びつく場合、往々にして唯、売らんがための技術と解されて、売るべき品の良否よりも、売りつける手段が重視され、黒を白といいくるめるソフィストリーに転落する場合がすくなくないことは周知のことである。尚また、独裁者もPRの熱心な研究者であることは、ヒトラーの『わが闘争』が、そのよい例である。民主社会においては、いわば、よい品が正当に評価されることが望ましいので、その正しい評価を助けるのが、PRの任務であり、そのために色々なコミュニケーションの手段が用いられるのである。従って、民主主義社会での教育において、最も重要なことは、社会におけるものの評価を正しくすることであろう。ここに、「世論」に対する重大な関心が要求されてくる。何故ならば、世論こそ、制度とその制度の下に生活する国民との間の了解の通路がよく通じているか否かを見定めるめやすだからである。我国のように、国民の大部分は国会議員の選挙を通じて立法に間接に参加している場合、そしてその国民は、いわば、世論の渦の中にいることを考えるならば、世論と制度との関係の重大性はおのずから明らかである。<sup>(4)</sup>

しかし、人間は、世論に影響されながらも、これに影響してゆく主体的存在者である。このことは即ち、世論に対して批判的に関心をもつことである。従って、ここで問題となるのは、そのような批評の方向や、その主体性の内容である。そして、これらの方向や内容は、その人がとる立場や、その人が抱く世界観と不離な関係にあることはいうまでもない。それ故、世論が民主的に正常な方向に向けられるためには、民主的に正しい考え方とは何かについて、ある程度の理解の共通性が必要である。民主主義についての研究の目指すところは、このような納得の共同根拠の発見に外ならない。デューイなどのいう like-mindedness とか、common concern への導きなどは、このようなものであろう。この点から見れば、民主主義教育とは関心の共同性の開発であり、形成であるともいえよう。

以上のように考えてくると、政党に夫々の綱領が必要なように、民主社会にも一定のプログラムが必要となるように思う。それは、民主的生活が成立つための最大公約数的な条件を含むものとして、民主主義の支柱をなすものである。しかし、一方、民主主義は自由を重要な支柱として持っていることは、すでに述べたところである。それは即ち、言論出版、信教、思想等々の自由として具体化されている。従って、民主的考え方の支柱をうちたてるという仕事は、まず、これらの自由と矛盾するのではないかという疑問に直面せざるを得ない。人が如何に行い、如何なる思想をもつかということは全く各人の自由で、何らそれに干渉すべきではないということは、たしかに民主主義の「いろは」である。即ち、各人の自主的に考える権利を奪うことはゆるされない、という原則は、厳然として確立されていなければならない。しかし、もしも、この原則が無視され、こうした自由が侵害されるような場合、それは侵害する側の自由であるとして黙視するならば、尠くとも、その人は民主的考え方をする人とはいえないであろう。ここに、我々は、ある人の自由が暴力的に奪われる時、それも暴力の自由だとして見過ごすことをゆるさないものがあることに気付くのである。即ち、そのようなことは、「なざるべきではない」として、自由の名においてそれに抗議するということがおこってくる。もしそうでなかったならば、民主主義そのものも失われてしまう外ないからである。暴力で他人の自由を侵害することは、他人を人間として尊重していないことを意味する。従って、自由の侵害に対するプロテストの気持は、人間の尊厳の思想にその根拠をもつものといえよう。<sup>(5)</sup>

このように、民主主義社会においては、各人の自由を確保するためには、その侵害に対して抗議するということが、そのプログラムの重要な部分をなすのである。ここに、自由の侵害も自由であるとして傍観することをゆるさない一つの倫理が要請されてくる。成程、背中のどの部分がかゆいか

は自分が一番よく知っているように、自分の自由の欲求が何であるかは、その当人が一番よく知っていることもたしかである。しかし、このような夫々の内容をもつ各人の自由を、平等に実現するためには、他人の自由に対する関心顧慮が不可欠であることもまた極めて当然なことである。このようにして、民主主義社会形成のために、他人に対する関心配慮の体系としての一定のプログラムが考えられてくる。これは、各人の自由に対する干渉としてではなく、自由を平等に、即ち社会的に、確保するための支えとなることを目的とするものである。従って、民主主義社会における自由は、野放しの恣意ではなく、民主主義的制約の下に立たない訳にはゆかない。そして、その制約は、社会的には制度となって具体化され、観念的には倫理として体系化される。それ故、民主主義についての哲学の任務は、民主主義社会を成立させるために当然予想しなければならない制約について考究することである。このように見てくると、所謂「指導された民主主義」<sup>(6)</sup>なるものは、民主主義の歴史の浅い国の、或る段階においてのみ必要なのではなく、いかなる国のものであると、民主主義そのものにとっては、常に、ある意味において、必要なのではなからうか。尤もこの場合、指導ということをどのように考えるか、また、それをどのような言葉で表現するかは重大な問題ではあるが。——例えば、「指導さるべきこと」という表現の代りに、「互に解り合ってゆかなければならないこと」という表現を使えばより民主的なひびきになることはたしかであるが、そこに「共通に関心をもつべきこと」がある限り、それは教育的には、矢張り「教えらるべきこと」に外ならない。

#### 4

自由と責任の関係はここで深く追究しないとしても、およそ我々が責任を感ずることの出来るのは外的に強制されない（他律的でない）行為、即ち自由なる行為についてであることは云うまでもない。この意味において、民主社会での責任ある市民としての各人の行動の原理は、各人が自発的に

把持するもの、或は納得したものであるべきで、訳も解らずに押しつけられたものであってはならない。しかし、自分が撰んだからといって、それは自分だけに通用するというのではなく、同時にそれは、他をも制約するものでなければならない。ここに民主的生活原理（プログラム）の客観性が要請されてくる。

戦後、思想的混乱の時期に、我国の一部においては、国民の心のよりどころとして、曾つての教育勅語に代るべきものを待望する空気が極めて濃厚なことがあった。私はそうした受け身の態度に何か反撥を感じて次のようなことをいったことがある。「教育勅語的なものを待望する気持の中に、生活の原理を自己のうちに発見しようとする努力を捨てて、ただ外部からあてがわれるのを待つ気持がいささかでもあるとしたら、まことに情ない話である。丁度、衣服の場合にも、自分がデザインするのが厄介だから、誰かが適当なものを作って一様に“制服”として仕着せてくれればよいと考える様なもので、至極安易な物臭な態度といえよう。衣服の場合ならこれでも大したこともないが、それが自分の行動の原理である場合は、その態度それ自身がすでに甚だ不道徳的なものと断ぜざるを得ない。心の“制服”を望む心そのものは、自発性を失った疲労した心でしかなく、とうてい責任に堪えうる心とはいえない。道徳の事柄は、各人それぞれ自分の事柄であって、自分の知らぬ間に、どこかで原理が作製され、その“配給”を受けて安閑としているべき問題ではない<sup>(7)</sup>」と。そして、私は今でもこの考えを変えていない。しかし、その時も書いたように、そうしたものが出来ることに唯、反対しているのではなく、「立派なものが出来ることは結構だが、その出来る過程に於て、国民の一人一人が“自分がこれを作るのだ”という程の関心を持つのでなければ、たとえ、出来たとしても、民主主義建設の役には立たないであろう」（同上）と考えるものである。しかし、同時に現在の私は、民主主義と指導の問題から、そのようなものの必要性を、その当時よりも、少々濃厚に感じていることもたしかである。唯、そのようなものが成立ってくる過程そのものも、あくまで、民主的で



なければならぬことを強く主張したいのである。即ち、それは、慫くとも、その事に関心をもつ人々との間の不断の話し合いによって、常に訂正される可能性をもったものであることが必要である。

このように、それは、自己封鎖的でなく、訂正改訂に広く開かれた柔軟性をもつものでなければならぬが、しかし、民主主義が民主主義でなくなるような、所謂、換骨奪胎的な改訂に対しては、あくまでも抵抗するものであることは、いうまでもない。この仕事そのものは、実は、こうした抵抗によって守られるべき最後の線を明らかにしようとするものであり、それを支える哲学であろうとする訳である。弾力性はあるが筋は通さなければならぬということは、とりも直さず、民主社会における自由のあり方を示すものであろう。即ち、このような「教説」が自由を守り育てるべきものであるならば、それが、権力的強制を伴うべきでないことは自ら明かである。そして、それが命法の形をとって現われる場合があるとしても、それは、外的行動への命令でなく、各個人々々の良心への命令でなければならぬことも断るまでもない。

従って、プラグマチストといわれるデューイが、民主主義的希望や信仰に言及したり<sup>(8)</sup>。「よりよく (betterment) ということが人間生活の意識的原理である、」<sup>(9)</sup>といたりしていること、また、「デモクラシーの問題は結局、個人の尊厳と価値についての道徳問題である。それは、好むと好まざるとに介らず、誰でもがやらなければならない次のような実験を、相互尊重やゆるし合い、有無相通じることや、経験のわかち合いによって、成功に導く唯一の方法である。即ち、各人の生活が、彼自身にとっても、言葉の最も深い意味において、有益であると共に、同時に、他人の個人性を形成する上にも役立つような仕方で共同生活をするという人類最大の実験を…<sup>(10)</sup>…」などといっていることは注目に値することである。そして、「言葉の最も深い意味で」自他の形成に役立つということは、人間の尊厳と価値にふさわしい生活に役立つということに外ならない。即ち、それは、改良 (betterment) に方向を与えるものであり、人間的成長に性格を与えるも

のである。しかし、それは一々の場合に何かなさるべきかの内容を指示しているものでないことは、例えば、カント倫理学における無上命法としての道徳法則の場合と同様である。

即ち、特定の場合に、具体的に何かなさるべきかは、到底一般的指示で尽すことは出来ない。一般的に指示することが出来るのは唯、方向だけである特定の場合になさるべきこと、具体的状況における課題解決の方法は、各人が自主的に発見するべきことである。（デューイにおいては、その発見をするのが知性の役目であるが）デューイが教育の方法における個性的創造性を尊重し、教えるということは芸術に比せらるべきことで、「どのように」ということを一般的に指示することは、危険でもあるし、また、一々網羅することとは不可能でもあるといいいながらも、成功した経験の順当な進路の特色としての一般的なものを取上げているのなど、この間の事情をよく暗示しているものといえよう。即ち、彼は教材取扱いの有効な知的方法中最も顕著な態度を指摘するのは不可能ではないとして、次の四つの一般的方向を上げている。即ち、1)、率直さ (directness), 2)、心広く受容力あること (open-mindedness), 3)、専心なること (single-mindedness), 4)、責任を重んずること (responsibility) これである。<sup>(11)</sup>これらは、いわば、民主的教育の方法の原理に外ならないが、同時に広く、民主的生活の倫理ということも出来る。いいかえるならば、これらのものはあくまでも意志決定の原理であり、形式であって、何をその中に盛るべきかは、具体的状況によって一々異なる訳であり、それをなすのは所謂、「創造的知性」の仕事である。

## 5

しかし、このように考えるとすぐ、我々は形式と内容とを峻別する考え方に誘惑される。「形式さえ整えば内容はどうでもよいのか」という質問がこれである。しかし、これ程この事柄を誤解している考え方はない。形式はあくまで、内容の形式なのであるから、内容がある方向において成立

していなければ、形式は決して整うことはない。即ち、内容が成立すべき方向を形式といった迄であるから、内容は決して、どうでもよいものではない。内容のない形式という考えが誤りであるように、形式のない内容ということも誤りである。丁度、全然方向のない行動というものが、具体的にはありえないと同様である。従って、ここに、行動の原理としての価値基準の展開、即ち倫理が考えられることも当然である。例えば、デューイが、『民主主義と教育』の道德論において、「有徳とは決して僅少の明確なる諸徳目を涵養したことではなく、人が人生のあらゆる業務における他の人々との交渉によって、完全に適当に、成ることのできたところのものを意味するのである」<sup>(12)</sup>といているが、他人との間柄において「完全に適当に」振舞うといっても、具体的な「何を」を指示しているのではなく、その場合の心の向け方、即ち意志規定の形式をいっていることは勿論であろう。

このように、ある立場にたつとき、人間行動について望ましいものと望ましくないものとが別けられてくる。ここに価値基準の体系としての教説が、夫々の立場と結びついて成立してくる。従って、民主主義には民主主義の教説があってよい筈になる。唯、問題はそれが如何なる方法で共同の財産となるかという点にある。キルパトリックが「民主主義を非民主的仕方、即ち、無批判的受容を培うような仕方では教えることは、民主主義教育としてふさわしくないやり方である。民主主義の（基本的）諸理由（reasons）を包含することなしに、即ち、それについての批判的考察力を養うことなしに、民主主義への信仰を教え込む（indoctrinate）ことは、民主主義の盲目的信奉者をつくることになる」<sup>(13)</sup>といていることは至極、尤もなことである。しかし、この言明は所謂、indoctrination は斥けられなければならないということをお説いているのであり、なぜそうなければならないかの理由として、彼は、人間において最も神聖なる事柄としての「人格の尊重」を説いているのである。即ち、これは「人格の尊重」を民主主義の基礎理念（reasons of democracy）の中心に据える一つの教説である。チャイ

ルズはこの点について次のようにいっている。「民主主義における、そして、民主主義のための教育の究極目的は、人格の形成である。人格性を完成するためには、個々人は、自らの経験を通して「意味」を考え、それを展開することを学びとらなければならない。このようにして人々は結局、彼自身の価値基準と行動との主人となることが出来る。……このようにして教育の道徳的究極目的は青年を民主主義の盲従者に仕立て上げることでなく、彼等が自己決定出来るように、即ち、彼等自身の道徳的判断と人生体験をなしうるようにそだてることである」と。<sup>(15)</sup>

これは即ち、無批判的受容を強制する仕方は「人格尊重の原理」に反するという「教説」である。それ故、民主主義においても、これは、何らかの仕方で、教えられて（解り合って）ゆかなければならないということである。そして、このような教えは、あの「汝の人格及び各々の他の人格における人間性を、つねに同時に、目的として取り扱い、決して手段としてのみ取扱わぬように行為せよ」という、カントの無上命法に集約的に表現されていると見る事が出来よう。従って、民主主義の哲学を論ずる場合に、カントが、以上の命法に批判的に到達した道筋、即ち、彼の批判哲学は無視出来ないものである。何故ならば、カントは道徳の問題においては、常識的に自明のことから出発し、哲学は唯、この常識を守る為のものと考えたからである。即ち、「意欲が道徳的に善ならんがために、何をなすべきかを知るには、何等、深い洞察力を要しない」が、同時に、このような「健全なる理性常識」は素朴だから強いとは、必ずしもいえない。「無邪気ということは極めて立派なものであるが、唯、これが安全に保護されず、<sup>(16)</sup>誘惑に陥り易いのは、更に又悲しむべきことである。」それ故、理性常識の後楯の役目をつとめるものが哲学である。素朴なる知は、ソフィストリー（一種の哲学）によって混乱させられることもあるが、真の哲学によって、始めて、普通理性の「実践的源泉」は明らかにされ、正当に規定され、「欲求及び傾向に立脚せる格率との抗争において保護される」<sup>(16)</sup>。

我々は、民主主義が立脚している基本理念は余りにも自明なことで、誰

でもが知っていると思っている。しかし同時にその素朴な信念が、さまざまなソフィストリーにさらされていることも、また、事実である。殊に現代においては、そのソフィストリーが、「マスコミ」という強力な手段を伴うことが出来るということは、銘記すべきである。このような時こそ、民主主義は唯、名前だけのものとなる危険から守られることが大いに、必要である。カントは、人が皆、手近にもっている「道徳的に判断する」という事実を手がかりとして、「実践理性批判」という峻厳な道筋を辿った。そして、その仕事を次のような言葉で結んでいる。「一言を以ていえば、学問（批判的に求められ、方法論的に導かれたる）は知恵の教えに導く狭き門である。尤もこの教えは、単に、凡ての人が行くべき知恵への道を、よく且つ明らかに開き、他人を邪路に陥らしめない為に、吾等は何をなすべきかというだけでなく、教師は何を標準とすべきかの意味に解せられねばならない。哲学は常にこの学問の守護者であらねばならない。そうして公衆は、哲学の微妙な探究にたずさわらないが、しかし、この如き研究の後に初めて真に、明らかにせられる教えに対しては関心を持たねばならない<sup>(17)</sup>」（圈点筆者）と。現代の民主主義においても、自らの理念的根拠（reasons）を含む教えは求められなくてはならず、それへの道は必ずしも坦々たるものではないとしても、ここにおいては、公衆がその「微妙な探究」から遠去かっているべきではなく、公衆自ら、それにたずさわる必要がある点は、カントと異なる点である。この意味において、民主主義の哲学は、誰でもの哲学でなければならない。このように哲学する心が、公衆の心となるのでなければ、民主主義が本当に根をおろしたとはいえないからである。

このように、民主主義の教説は、凡ての人々によって、どこまでも、解り合わねばならない、という強い要求を、それ自身の本質として含んでいる。即ち、それが「本当に解る」ことは、他人の自由を実践的に尊重することである。しかし、このことは、根強い自己主張に基づく根源的自由の段階での人間から期待することは、実は困難なのではなからうか。

そこにあつては、他人の自我心を、適当に刺激して、結局は、自分の目的に都合な反応を期待するという技術は求められるかも知れないが、その所謂「自分の目的」が、どちらを向いているかは別問題だからである。人は往々、ある正しいとされている教説をふりかざして、私利を図ることがあるが、それは丁度、大抵の戦争が夫々正義の旗印の下に戦われているようなものである。しかし、「正しさ」を「私」としようとするならばその行動そのものは直ちに、「正しさ」から転落する外はない。<sup>(18)</sup>人間の尊厳にふさわしい間柄の建設を主張する民主主義の教説は、人間に「正しさ」を「私」しないことを要求している。唯、問題は、根源的自由においてある自然的人間に、この要求に応えることが果して可能であろうかという点である。「正しさ」をも「私」しようとする人間の逞ましい「自分」を見つめれば見つめる程、我々は、ともすれば、民主主義への希望を見失いがちになる。

もともと、「自由を平等に」という場合の主体的実践的態度は、「愛」と呼ぶことが適當であろうが、そのような態度は、封鎖的排他的になり易い自然的人間関係においては、完全には期待出来ないことであろう。従つて、民主主義が真に成立つためには、我々一人一人が、各々の「自分」という城砦にたてこもることではなくて、自他を越えながら、しかも、自他を成立せしめているものとの関わりを通じて、互に交わることが必要となる。そこにあつては、民主主義は、相争う数多の主義の一つとして、益々所謂、操守を堅くし、武装を厳にして、対立を強めるようなものではなく、自己の「正しさ」に立って相争う人間的立場に本当の和解が訪れることを希うものでなければならない。しかし、このことは、結局、根強い自己主張から脱することの出来ない自然的人間の立場においてではなく、自他を包み越えるものとの関連においてのみ、始めて期待出来ることではなからうか。本当の関心の共同は、このようにして成立するのであろう。

#### 註

(1) Post, Louis F., *Ethics for Democracy*, 1916, p. IX.

- (2) Dewey, John., *Philosophy of Education (Problems of Men)*, 1958, p. 35.
- (3) Dewey, J., *Democracy and Education*, 24th ed. 1954, Chapt. III. *Education as Direction* 参照。
- (4) 例えば、「今日、形式上は議会が唯一の立法機関であるが、議員立法よりも、行政官庁で立案する政府立法の比重はきわめて高く、且つ行政官庁による委任立法の範囲も大きい。また議員立法についても、アメリカの如く、圧力団体やロビイストの起草にかかるものが多い。その意味において、国民が議員の選挙を通じて、間接的に立法に参加しているという民主主義の命題は、立法における官僚と圧力団体の抬頭によって修正を迫られている」（岩波小辞典「政治」p. 195）などの言葉を見ると、国民の立法への参加ということは単純には考えられないが、それだけまた、世論が果す役割りは大きいと見なければならぬ。
- (5) 本誌第四号（1957年12月）拙稿「民主教育の基本理念としての人間の尊厳について」参照。
- (6) 朝日新聞、1960年3月22日号、「インドネシアの政治情勢」に次の言葉がある。「当時（1956年……筆者）、ソ連、中共など共産圏諸国の旅行から帰ったスカルノ大統領は、“わが国には指導された民主主義、指導者をもつ民主主義が必要である”と演説し、政党解消論を主張したものである。——中略——次いで1957年2月アリ内閣の崩壊が目前に迫ったころ“指導された民主主義の具体化のための”スカルノ構想が発表されたが……。」
- (7) 「ぐんま教育」1951年8月号、後、拙著「文化行政と世界観の問題」(1953年刊)所収。
- (8) Dewey, J., *Philosophy of Education: Part I. Chapt. 1. The Democratic Faith and Education* 参照。
- (9) Dewey, J., *Human Nature and Conduct (Modern Library)*, p. 105.
- (10) Dewey, J., *Philosophy of Education*, p. 44—5.
- (11) Dewey, J., *Democracy and Education*, p. 204—210. 邦訳、帆足理一郎訳、同書 p. 175—180.
- (12) Dewey, J., *ibid.*, p. 415. 帆足訳, p. 356.
- (13) Kilpatrick, William H., *Philosophy of Education*, 4th print, 1954. p. 125.
- (14) 彼は、“Such respect for personality is indeed the most sacred thing among men” といっている。*ibid.*, p. 125.
- (15) Childs, John L., *American Pragmatism and Education*, 1956, p. 207.
- (16) Kant, I., *Grundlegung zur Metaphysik der Sitten (Reclam)*, S. 33.

邦訳，カント著作集7，（安倍・藤原訳）岩波。

(17) Kant, I., *Kritik der praktischen Vernunft* (Phil. Bibl.), S.188.  
邦訳，波多野・宮本訳（岩波文庫）。

(18) 本誌第五号（1958年12月）拙稿「民主的人間」参照。

以上は，「民主主義教育の哲学的基礎づけ」の仕事への，私なりの反省として書いた，いわば，随想である。

（本学教授）